

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P6-7	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分）</p> <p>別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分）</p> <p>別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p>

			<p>「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p> <p>（2）2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験）</p> <p>ア 試験区分 「造船・船用工業分野特定技能2号試験（仮称）（溶接）」</p> <p>イ 実務経験 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。</p>	<p>「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p> <p>（2）2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験）</p> <p>ア 試験区分 「造船・船用工業分野特定技能2号試験（溶接）」</p> <p>イ 実務経験 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。</p>
2	P9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p><特定技能2号の場合></p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 造船・船用工業分野特定技能2号試験（仮称）（溶接）の合格証明書の写し</p>	<p>○ 造船・船用工業分野特定技能2号試験（溶接）の合格証明書の写し</p>

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
特定技能外国人が従事する業務区分	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (船体)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	船体	半自動溶接
【特定技能1号】 造船(半溶接、半自動溶接)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (溶接)
【特定技能2号】 溶接(半溶接、半自動溶接)				造船 船体工業分野 特定技能2号試験 (溶接)
【特定技能1号】 塗装(全周塗装作業、船体塗装作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	塗装	金属塗装
【特定技能1号】 塗装(全周塗装作業、船体塗装作業)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (塗装)
【特定技能1号】 電気(構造物製作)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (電気)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	電気	電気物施工
【特定技能1号】 電気(構造物製作)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (電気)
【特定技能1号】 仕上(内装仕上げ作業、金型仕上げ作業、設備組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (仕上)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	仕上	施工器具上げ 金型仕上げ 設備組立仕上げ
【特定技能1号】 仕上(内装仕上げ作業、金型仕上げ作業、設備組立仕上げ作業)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (仕上)
【特定技能1号】 機械加工(船体加工)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通作業 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンタ
【特定技能1号】 機械加工(船体加工)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
特定技能外国人が従事する業務区分	造船・船用工業分野 特定技能1号試験(船舶) (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	電気機器組立て	船舶電機組立て 更張機組立て 舵機 制御機組立て 開閉制御器具組立て 船舶電機修繕組立て
【特定技能1号】 電気機器組立て(船舶電機組立て作業、更張機組立て作業、舵機 制御機組立て作業、開閉制御器具組立て作業、船舶電機修繕組立て作業)				造船 船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)
【特定技能2号】 電気機器組立て(船舶電機組立て作業、更張機組立て作業、舵機 制御機組立て作業、開閉制御器具組立て作業、船舶電機修繕組立て作業)				造船 船用工業分野 特定技能2号試験 (電気機器組立て)

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
特定技能外国人が従事する業務区分	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	溶接	半自動溶接
【特定技能1号】 造船(半溶接、半自動溶接)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (溶接)
【特定技能2号】 溶接(半溶接、半自動溶接)				造船 船体工業分野 特定技能2号試験 (溶接)
【特定技能1号】 塗装(全周塗装作業、船体塗装作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	塗装	金属塗装
【特定技能1号】 塗装(全周塗装作業、船体塗装作業)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (塗装)
【特定技能1号】 電気(構造物製作)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (電気)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	電気	電気物施工
【特定技能1号】 電気(構造物製作)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (電気)
【特定技能1号】 仕上(内装仕上げ作業、金型仕上げ作業、設備組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (仕上)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	仕上	施工器具上げ 金型仕上げ 設備組立仕上げ
【特定技能1号】 仕上(内装仕上げ作業、金型仕上げ作業、設備組立仕上げ作業)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (仕上)
【特定技能1号】 機械加工(船体加工)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通作業 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンタ
【特定技能1号】 機械加工(船体加工)				造船 船体工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
特定技能外国人が従事する業務区分	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	電気機器組立て	船舶電機組立て 更張機組立て 舵機 制御機組立て 開閉制御器具組立て 船舶電機修繕組立て
【特定技能1号】 電気機器組立て(船舶電機組立て作業、更張機組立て作業、舵機 制御機組立て作業、開閉制御器具組立て作業、船舶電機修繕組立て作業)				造船 船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)
【特定技能2号】 電気機器組立て(船舶電機組立て作業、更張機組立て作業、舵機 制御機組立て作業、開閉制御器具組立て作業、船舶電機修繕組立て作業)				造船 船用工業分野 特定技能2号試験 (電気機器組立て)

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

4	分野 参考様式 第7-1号	1枚目	<p>分野参考様式第7-1号(特定技能所属機関)</p> <p>造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。)をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、溶接(手溶接、半自動溶接)、塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)又は電気機器組立て(回転電気組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電気巻線製作作業)のいずれかであること。 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が溶接(手溶接、半自動溶接)であること。 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合には、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合には、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者 </p> </div>	<p>分野参考様式第7-1号(特定技能所属機関)</p> <p>造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。))をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、溶接(手溶接、半自動溶接)、塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)又は電気機器組立て(回転電気組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電気巻線製作作業)のいずれかであること。 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が溶接(手溶接、半自動溶接)であること。 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合には、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合には、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p> </div>
---	---------------------	-----	---	---

5

分野
参考様式
第7-2号

1枚目

分野参考様式第7-2号（登録支援機関）

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号にかかるものに限る。以下同じ。）の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第7-2号（登録支援機関）

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号にかかるものに限る。以下同じ。）の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者